

県北広域振興局長告示第16号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和4年3月25日

県北広域振興局長 高橋 進

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
観音林ため池	九戸郡軽米町大字晴山第25地割58番1	令和4年3月15日
山根第一ため池	九戸郡九戸村大字山根第8地割126番140	〃